

内定者が自己都合または本人の責めに帰すべき事由により、入社後3ヶ月未満に退職等により甲との労働契約が終了した場合、乙は、甲から受領した紹介手数料の50%を、甲が指定する期日および銀行口座に振り込むことにより甲に返還するものとする